

玉村町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活に係る経済的支援を行うことにより、地域における定住促進及び少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内において玉村町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、玉村町補助金等に関する規則（平成11年玉村町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻に伴い新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料（初回1箇月分のみとする。）、敷金（保証金等これに類する費用を含む。）、礼金、共益費（初回1箇月分のみとする。）及び仲介手数料をいう。ただし、賃料等（敷金、礼金、共益費、仲介手数料等これに類する費用を含む。）については、勤務先から手当が支給されているときは、当該手当分に相当する費用を除く。
- (3) 引越費用 婚姻に伴い行われた引越しに要した費用で、引越業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。

(補助対象世帯)

- (4) リフォーム費用 婚姻に伴い行われた新居のリフォーム費用で、リフォーム実施業者への支払いに係る実費をいう。ただし、他の公的制度等によりリフォームに係る補助金を既に受けている場合を除く。

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 直近の所得証明書をもとに、当該所得証明書に記載された直近1年間の夫婦の所得を合算した世帯所得額が500万円未満であること。ただし、次に該当する場合にあっては、その計算方法により算出した額が500万円未満であること。

ア 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額

- (2) 対象となる居住が玉村町内にあり、新婚夫婦の双方又は一方が申請日までに対象となる住居の所在地を住民基本台帳上の住所としていること。

- (3) 夫婦双方が婚姻日以後５年以上、玉村町内に継続して居住する意思があること。
- (4) 婚姻日において、夫婦双方の年齢がいずれも３９歳以下であること。
- (5) 新婚世帯に属する世帯員全員が町税を滞納しておらず、結婚を機に玉村町へ転入した場合は、新婚世帯に属する世帯員全員が前住所地での市区町村税を滞納していないこと。
- (6) 賃貸借の場合、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (7) 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 新婚世帯に玉村町暴力団排除条例（平成２４年玉村町条例第１７号）第２条第２号に規定する暴力団員等を含まないこと。

（補助金の額等）

第４条 補助金の額は、第２条第２号に規定する住居費及び同条第３号に規定する引越費用、同条第４号に規定するリフォーム費用を合計した額（令和７年４月１日から令和８年３月３１日までに支払われた費用に限る。）とし、１世帯当たりの上限額につき、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 夫婦ともに３９歳以下である場合 ３０万円
 - (2) (1)のうち、夫婦ともに２９歳以下である場合 ６０万円
- ２ 前項の補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、玉村町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、当該事業年度の末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
 - (2) 所得証明書
 - (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
 - (4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）
 - (5) 住宅手当支給証明書（様式第２号）（住居費における賃貸借の場合）
 - (6) 引越費用に係る領収書の写し（引越費用の場合）
 - (7) リフォーム費用に係る領収書の写し（リフォーム費用の場合）
 - (8) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類（貸与型奨学金を返済している場合）
 - (9) 前住所地で発行する市区町村税の完納証明書（結婚を機に玉村町へ転入してきた場合）
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、玉村町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第7条 前条の規定により補助の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに玉村町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、玉村町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 補助対象者は、第6条又は前条第2項の交付決定通知書を受けた場合は、玉村町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の補助対象者から請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反する行為があったとき。

(3) その他町長が適当でないと認めたとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。